令　和　８　年　度　第　２　回

川崎市環境影響評価審議会

会　　議　　録

１　日　　時　　令和８年９月９日（水）午後３時00分から午後３時56分まで

２　場　　所　　川崎市役所本庁舎　301・302会議室（オンライン併用）

３　議　　題

（１）（仮称）川崎市幸区堀川町Ａ地区開発計画に係る条例環境影響評価方法書について（事業者説明）

（２）その他

４　出　席　者　　12名

朝賀委員、佐田委員、一ノ瀬委員、稲垣委員、金澤委員、鎌田委員、酒井委員、
高橋委員、中澤委員、兵法委員、山﨑委員、山部委員

５　傍　聴　者　　０名

－開　会－

○部長　環境対策部長の盛田でございます。

定刻でございますので、ただいまから令和８年度第２回川崎市環境影響評価審議会を開始いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、事務的な確認をさせていただきます。

○課長　環境評価課長の西村でございます。本日はよろしくお願いいたします。

初めに、委員の出席状況について御報告いたします。

本日は、委員20人中現在11人の御出席をいただいておりまして、委員の半数以上が出席されておりますことから、川崎市環境影響評価に関する条例施行規則の規定に基づきまして、本日の審議会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、本審議会は、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例に基づき、原則どおり公開としておりますので、これ以降の途中入室も含め傍聴人の入室について御了解ください。

次に、本日の資料についての確認をさせていただきます。

○事務局　事務局の渡邉でございます。

それでは、お手元の資料の御確認をお願いいたします。

本日の資料は、議事次第の次に、資料１－１「（仮称）川崎市幸区堀川町Ａ地区開発計画に係る環境影響評価の手続経過」、資料１－２「（仮称）川崎市幸区堀川町Ａ地区開発計画に係る条例環境影響評価方法書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解」、資料２「（仮称）川崎市幸区堀川町Ａ地区開発計画に係る条例環境影響評価方法書」となります。

本日の会議資料は以上でございます。資料に不足等はございませんでしょうか。

○課長　それでは、本日の議題は、（仮称）川崎市幸区堀川町Ａ地区開発計画に係る条例環境影響評価方法書について（事業者説明）でございます。

ここからの議事につきましては、朝賀会長に進行をお願いいたします。

○朝賀会長　それでは、本日の議題、（仮称）川崎市幸区堀川町Ａ地区開発計画に係る条例環境影響評価方法書について（事業者説明）を始めます。

まず、事務局から、手続経過について説明をお願いいたします。

○事務局　資料１－１「（仮称）川崎市幸区堀川町Ａ地区開発計画に係る環境影響評価の

手続経過」について説明－（略）

○朝賀会長　それでは、次に、事業者から条例方法書及び条例方法書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解について、御説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事業者　「（仮称）川崎市幸区堀川町Ａ地区開発計画に係る条例環境影響評価方法書及び条例環境影響評価方法書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解」について説明－（略）

○朝賀会長　ありがとうございました。

それでは、質疑に移りたいと思います。

事業者からの説明について御質問をこれからいただきますが、方法書等の記載内容に対する御意見は、個別審査意見として事務局に提出していただきますので、そのために必要な点について事業者に質問をしてください。

それでは、御質問のある方はいらっしゃいますか。

では、佐田委員、お願いいたします。

○佐田副会長　念のための確認ですが、大気質についてお伺いいたします。

88ページの環境影響要因と環境影響評価の関連表は、一般的な事例と同様の整理であると認識しております。この表には冷暖房施設等の設置に丸がないですが、105ページのほうで実施内容を見てみると、これが選定されています。

これは、御説明にあったように、法令又は条例による施設かどうか明確ではないので、項目選定は行っていないものの、評価対象になる可能性があるので105ページで示したと考えてよろしいでしょうか。

以上です。

○事業者　御質問ありがとうございます。

冷暖房施設につきましては、佐田委員の御指摘のとおり、今、検討しておりまして、該当する場合にはもちろん予測・評価をする予定でございます。表のほうに丸の記載が漏れておりました。

○佐田副会長　ありがとうございました。承知いたしました。

○朝賀会長　そのほか、御質問のある方はいらっしゃいますか。

高橋委員、よろしくお願いいたします。

○高橋委員　私はアスベストのことでお伺いしたいことがあります。

アスベストを御懸念されている近隣住民の方もいらっしゃるということですが、確かにあの近さなので、ごもっともかと存じます。

今のところ、大気質のところでアスベスト濃度を測る御予定はないとの理解です。世間一般で誤解されることもありますが、ふだんの空気中でもアスベストは普通にあるわけです。大体１㎥当たりを測ると、10本ぐらいは普通に検出されるわけです。工事開始以後に、何かしらの必要性があってアスベスト濃度を測ったら、当然検出されるわけです。ただ、検出されたときに、それが工事由来なのかバックグラウンド由来なのかが分からないという混乱を招くおそれがあるので、可能であるならば、工事開始前にアスベストの濃度を測っておいたほうが、その後のトラブル、また、近隣住民の方々の工事に対する御理解をいただくためにもいいのかなと思った次第です。

以上です。

○事業者　高橋委員、ありがとうございます。

アスベストにつきましては、もちろんおそれがございますので、いただいた御意見、工事開始前の測定につきましては、事業者のほうで実施するかどうかを検討させていただければと思います。

○朝賀会長　そのほか、御質問のある方はいらっしゃいますか。

稲垣委員、よろしくお願いいたします。

○稲垣委員　コミュニティー施設について１点お伺いします。人口が相当数増えるところを見込んでの小中学校、集会施設、公園などの調査ということで書かれていますが、現実的には、保育所、幼稚園や学童保育への負荷の増大というのも十分見込めると思いますが、その辺りについての調査の御予定は、現時点ではないということでよろしいでしょうか。

○事業者　稲垣委員、ありがとうございます。

周辺の保育所や幼稚園の位置についての既存資料の調査はさせていただきますが、準備書上で、数といいますか、その辺の予測をする予定は、今のところはない予定でございます。

○稲垣委員　学童保育の小学生の放課後の児童クラブについても、同様で、予定はないということでよろしいですか。

○事業者　今のところはその予定でございます。

○稲垣委員　承知しました。

○朝賀会長　ほかに御質問のある方はいらっしゃいますか。

金澤委員、お願いいたします。

○金澤委員　市民意見の緑の項目についてですが、落ち葉についてかなり具体的な意見が出ているとかと存じます。評価項目にないということで、飛散そのものについては評価の対象にはしないということになるのでしょうか。

これだけ具体的な市民意見が出ているので、配慮する、検討するというだけだと納得されないのではと感じております。この意見を受けてどのように計画に反映するのか、市民にも分かる形で示されたほうがよろしいのではと思いましたので、対応の予定をお聞かせいただければと思いました。

○事業者　御意見ありがとうございます。

既存の御意見の中で、大分落ち葉の件ということでいただいておりますけれども、基本的に計画地の樹種選定において、基本、常緑が多く、風の予測も今後しますけれども、その辺、緑化計画で常緑の樹種が多いような形でのお示しと、あと、維持管理計画ということで、常の、年間の緑についてきちんと管理していくというようなところは、準備書でお示しできるかと考えているところです。

○金澤委員　分かりました。分かりやすく書いていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○事業者　ありがとうございます。

○朝賀会長　そのほか、御質問のある方はいらっしゃいますか。

中澤委員、お願いいたします。

○中澤委員　今回の資料に、地形や地質、地盤の項目を挙げていなかったように思います。この該当地域というのは、お調べになっているかもしれませんが、もともと多摩川が大きく蛇行して流れていた箇所、あるいは、その周辺の自然堤防などが入り組んだ地域になっています。

今回の開発行為によって、例えば、地形を改変したり、あるいは、それに伴うような工事等で、こういうところというのは液状化のリスクが高かったり、あるいは、最近ですと内水氾濫等、これらのリスクが高まらないかという検討、調査はされるかどうか、その点をお聞きしたいです。

○事業者　御質問ありがとうございます。

計画地の地質等は、既存資料等、現況を書かせていただいております。高層建築物ということもございますが、施工計画といたしましては、大きな造成とか地形改変は今のとこ

ろ行わない予定でございますので、施工計画の中で、その辺にも配慮した形で工事を進めていく予定ではございます。評価項目としては、選定はしていないので、現況の把握というところで工事を進めていければなというふうに考えております。

○中澤委員　いずれにせよ、工事の該当箇所というのが、地質、地形、地盤としてどういう位置づけにあるかというのは、きちんと把握しておくべきではないかなと思います。

以上です。

○事業者　ありがとうございます。

○朝賀会長　そのほか、御質問のある方はいらっしゃいますか。

個別審査意見を書くに当たっての必要な点について、現時点で何か聞いておきたいことなど御質問のある方がいらっしゃいますでしょうか。大体よろしいでしょうか。

それでは、ほかにないようでしたら、（仮称）川崎市幸区堀川町Ａ地区開発計画に係る条例環境影響評価方法書について（事業者説明）の審議は終了といたします。事業者の方、ありがとうございました。

次に、その他ですが、事務局から何かございますか。

○事務局　事務局から２点ございます。

１点目としまして、（仮称）川崎市幸区堀川町Ａ地区開発計画に係る条例環境影響評価方法書につきまして、審議会答申に反映させるための個別審査意見の提出をお願いいたします。御提出いただいた御意見を基に事務局にて答申原案を作成し、審議会に提出させていただきます。

個別審査意見につきましては、今回もオンラインフォームを御用意しておりますので、９月16日水曜日までに御回答いただきたいと存じます。

回答のＵＲＬは、本日中にメールで依頼文と併せてお送りいたします。

２点目としまして、今後の予定についてお知らせいたします。

次回は10月14日水曜日15時から、本日事業者説明を行った案件の答申案審議について、オンラインで開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○朝賀会長　それでは、これをもちまして、審議を終了いたします。本日は長時間ありがとうございました。

－閉　会－